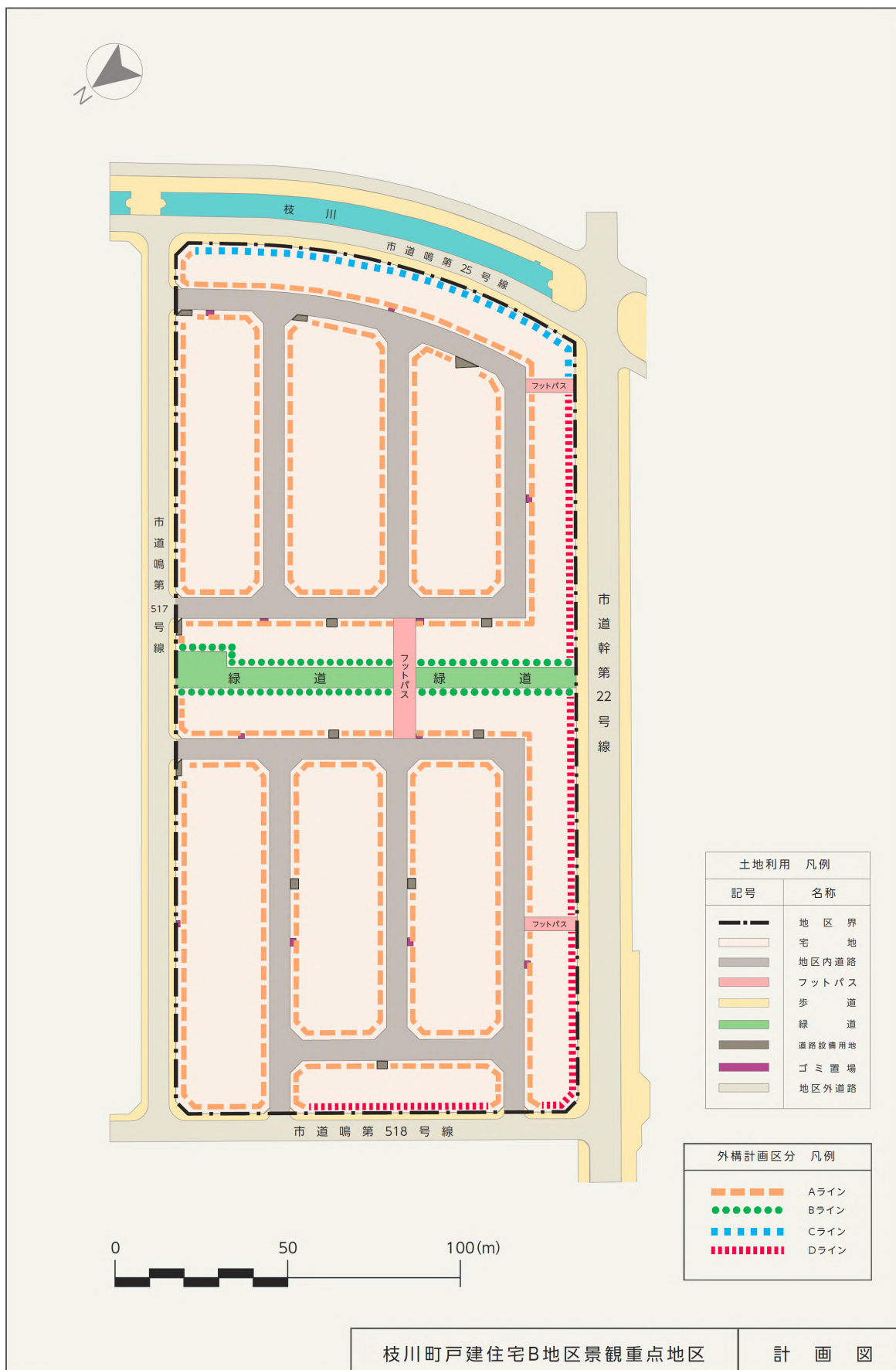


西宮市景観計画（案）
（抜粋）

令和 年 月

西宮市

図1 枝川町戸建住宅B地区 計画図



5-3. 届出対象行為及び規模

枝川町戸建住宅 B 地区景観重点地区内の届出が必要な行為及び対象となる規模を、下表の通り定めます。

表-1 届出が必要な行為と対象となる規模

行 為	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転	・行為に係る部分の床面積が 10 m ² を超えるもの
工作物の新設、増設、改築、移転	・高さが 3mを超えるもの
外観・色彩の変更	・上記の各届出対象規模を超えるもので、外観の一面の過半を変更するもの

5-4. 景観形成指針(誘導基準)

枝川町戸建住宅 B 地区景観重点地区内の全ての建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針(誘導基準)を次の通り定めます。

表-2 <建築物>

項 目	景観形成指針(誘導基準)
立地特性	・浜甲子園団地全体のゆとりとうるおいある豊かな景観や環境の形成に寄与し、「歩くに楽しい街」となるよう努める。
	・枝川沿いは水と緑の軸として、緑豊かな河川景観の創出に寄与するよう努める。
	・緑道や浜甲子園運動公園の緑と連係したまちなみや環境の形成に努める。
	・街角や道路の突き当たりなどの視線を引きつける場所(アイストップ)を意識した計画とする。
まちなみとの調和	・道路に面しない側の景観にも配慮する。
	・周辺建築物及び豊かな緑との調和を考慮し、統一感のあるまちなみを創出する。
形態・意匠	・建築物は、文教住宅都市にふさわしい落ち着いた形態・意匠に努める。
色 彩	・外壁、屋根など外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
設備機器などの修景	・道路に面する部分について、屋外に大型給湯設備機器を設置する場合は、植栽や配置の工夫により景観に配慮するよう努める。
	・空調室外機や洗濯物等が道路から見えにくいよう工夫する。
	・屋上に設置する機器類は、必要最小限にとどめ、建築物の意匠を損なわないよう努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備や配管類が建築物の外部に露出しないよう努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界部分では中高木などで緑化し、まちなみに豊かな緑を創出するよう努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・樹種による四季の演出を考慮する。
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場スペースの配置にあたっては道路境界部の植栽の遮断を最小限とするよう努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・いつまでも美しいまちなみであり続けるため、経年変化を考慮した材料選定や植栽、工作物の配置に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市道鳴第 25 号線及び市道幹第 22 号線に面した外構計画については、枝川や浜甲子園運動公園と調和した植栽や工作物の配置、色彩、素材に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽帯の立ち上がりはできるだけ高さを抑え、道路側へ緑を開放する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・塀、柵等は、緑が映えるよう配置、色彩、素材に配慮し、開放性の高いしつらえとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する外構の地盤面は、可能な限り地被類等による緑化を行い、緑豊かな空間の創出に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・緑道に接する部分には、門扉等の出入り口（人の出入りに供するアプローチ）を設けるよう努める。
地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可時に設定された地盤高（設計地盤高[※]）を原則変更しないこととする。ただし、造園工事等で周辺に影響を及ぼさない範囲で変更する場合は除く。 ※58 頁 枝川町戸建住宅 B 地区地盤高図による。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤高の異なる 2 以上の宅地を用いて建築物を新築する場合は、原則高い側の地盤高さにあわせるものとする。
附属建築物 ・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置場、倉庫、設備用建築物等は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。

表-3 <工作物>

項目	景観形成指針（誘導基準）
まちなみや背景との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の色彩は周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界部分では主に高木による緑化を行い、圧迫感を軽減させる。
附属機器 ・配管類	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機器や排水管などの配管類は、集約し目立たせないよう工夫する。

表-4 <夜間景観>

項 目	景観形成指針(誘導基準)
夜間景観	・過度な照明は避け、照明方式や色温度などの統一感に配慮することにより、一体的で趣のある夜間景観を演出する。
	・道路に設置する防犯灯及びその他の照明灯の色温度は、2800Kから3000Kを基本とする。

表-5 <広告物>

項 目	景観形成指針(誘導基準)
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出個数は必要最小限とする。 ・周辺のまちなみと調和した形状、大きさ、高さ、意匠とする。 ・建築物に設置する場合は、建築物の規模・意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・可変表示式屋外広告物は設置しない。 ・点滅式照明、可動式照明は設置しない。

表-6 <その他>

項 目	景観形成指針(誘導基準)
維持管理	・まちなみをいつまでも美しく保つため、建築物、工作物及び緑の適正な維持管理を行う。

5-5. 重点地区基準

枝川町戸建住宅B地区景観重点地区全域について良好な景観の形成のための各行為に関する重点地区基準を次のとおり定めます。

表-7 <建築物>

項 目	重点地区基準
高 さ	・建築することができる建築物は、2階建て以下とし、高さは10m以下とする。ただし、階段室等の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しない。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化率※を20%以上確保するものとする。 <p>※緑化率とは、建築物の敷地面積(建築物の存する敷地の全面積)に対する緑化換算面積(植栽し、緑地にする面積)の割合をいう。</p> $\text{緑化率}(\%) = \frac{\text{緑化換算面積}(\text{m}^2)}{\text{建築物の敷地面積}(\text{m}^2)} \times 100$ <ul style="list-style-type: none"> ・緑化換算面積は、次の算定方法による。 <p>種別ごとの緑化換算面積は、配置及び道路境界からの距離に応じて以下のとおり換算する。</p>

種 別	緑化換算面積							
	(C)の内 植栽帯が 道路に接する 場合 ^{※1} (A)×2.5	(C) 2m以内 ^{※2} (A)×2.0	(B) 2m~3m ^{※3} (A)×1.5	(A) その他 (基準面積) A				
植栽時の高さが 3.0m以上の シンボルツリー	20 m ²	16 m ²	12 m ²	8 m ²				
植栽時の高さが 2.5m以上 3.0m未満の樹木	11.25 m ²	9 m ²	6.75 m ²	4.5 m ²				
植栽時の高さが 1.5m以上 2.5m未満の樹木	5 m ²	4 m ²	3 m ²	2 m ²				
植栽時の高さが 1.0m以上 1.5m未満の樹木	1.25 m ²	1.0 m ²	0.75 m ²	0.5 m ²				
植栽時の高さが 1.0m未満の 樹木・地被類・芝 ^{※4}	水平投影面積× 2.5 倍	水平投影面積× 2.0 倍	水平投影面積× 1.5 倍	水平投影面積				
植栽時の高さが 1m以上の 生け垣	延長×0.5m ×2.5 倍	延長×0.5m ×2.0 倍	延長×0.5m ×1.5 倍	延長×0.5m				
	<p>※1. 芝及び垣・柵、塀等これらに類する工作物を介して道路境界に接する植栽帯は除く。</p> <p>※2. ゴミ置場境界から 2m以内の範囲に植栽する場合は、上表に記載する基準面積の 2 倍として換算できるものとする。</p> <p>※3. ゴミ置場境界から 2~3m以内の範囲に植栽する場合は、上表に記載する基準面積の 1.5 倍として換算できるものとする。</p> <p>※4. 駐車区画の面積の 50%以上を芝生等の地被類で被うことにより緑化する場合、当該駐車区画全体の面積を緑化換算面積とみなすものとする。ただし、一駐車区画あたり 12.5 m²(2.5m×5.0m)を限度とする。</p>							
色 彩	<p>・外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分及び各壁面の見付面積の 10 分の 1 以下の部分は除く)</p> <table border="1"> <tr> <td>明度</td> <td>・2 以上 9.5 以下 (ただし、N 系の色相についてはこの限りでない。)</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)(0~5.0Y)系の色相:4 以下 ・上記以外の色相:2 以下</td> </tr> </table>				明度	・2 以上 9.5 以下 (ただし、N 系の色相についてはこの限りでない。)	彩度	・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)(0~5.0Y)系の色相:4 以下 ・上記以外の色相:2 以下
明度	・2 以上 9.5 以下 (ただし、N 系の色相についてはこの限りでない。)							
彩度	・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)(0~5.0Y)系の色相:4 以下 ・上記以外の色相:2 以下							
外構計画	<p>・隣地境界部分及び道路に面して設置する工作物は、コンクリートブロック積みとしてはならない。ただし、化粧ブロック積み及び景観に配慮したものは除く。</p>							

	<ul style="list-style-type: none"> ・隣地境界部分の境界工作物は、土留め擁壁上又は設計地盤面(高い側の地盤面より起算)から天端高 0.2m以下の化粧ブロック基礎等上にメッシュフェンス等を設置するものとする。また、隣地境界工作物の高さは高い側の設計地盤面から 1.2m以下とする。
	<p>【A ライン※】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A ライン側の道路境界から建築物までの範囲に高さ 2.5m以上の樹木を1本以上植栽するものとする。なお、A ラインに接する道路の間口幅が 6m未満※の宅地においては、宅地内に高さ 2.5m以上の樹木を 1 本以上植栽するものとする。 <p>※間口幅の長さについては、建築基準法第 43 条の規定に基づく、接道距離による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aラインは、道路境界から幅 0.3m以上の間をサビ系花崗岩敷き又は、植栽とする。ただし、門柱及びこれに付属する延長 1.5m以下の袖壁はこの限りではない。 ・コンクリート舗装部分には、可能な限り目地を設け、地被類で緑化するものとする。 ・道路に面して門柱、垣・柵等これらに類する工作物を設置する場合は、工作物の道路側の面に地被類や低木等の植栽を配置するものとする。 <p>※50 頁 枝川町戸建住宅 B 地区計画図による</p>
	<p>【B ライン※ (緑道)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑道に面する部分には、門柱、門扉、メッシュフェンス等透過性のある垣・柵及び設計地盤面から天端高 0.2m以下の化粧ブロック基礎等を設置できるものとし、垣・柵の高さは、設計地盤面から 1.2m以下とする。なお、土留め擁壁上に化粧ブロック基礎等を設置する場合は、同一の意匠とするなど景観に配慮した統一感のあるものとする。 <p>※50 頁 枝川町戸建住宅 B 地区計画図による</p>
	<p>【C ライン※ (枝川沿い)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路境界から幅 0.3m以上の間(人の出入りに供する幅 1.0m以下のアプローチ部分は除く)を生垣若しくは連続した植栽とする。ただし、道路面から天端高 0.5m以下の土留め擁壁はこの限りではない。この場合において、植栽の有効幅は 0.3m以上を確保するものとする。 ・生垣若しくは連続した植栽より宅地側の道路沿いには、門柱、門扉、メッシュフェンス等透過性のある垣・柵及び設計地盤面から天端高 0.2m以下の化粧ブロック基礎等を設置できるものとし、垣・柵の高さは、設計地盤面から 1.2m以下とする。 ・宅地間の隣地境界部分に設置する境界工作物は、道路境界から 0.3m以上を宅地側に控えるものとする。ただし、道路面から天端高 0.5m以下の土留め擁壁はこの限りではない。 <p>※50 頁 枝川町戸建住宅 B 地区計画図による</p>

	<p>【Dライン※】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する部分には、門柱、門扉、メッシュフェンス等透過性のある垣・柵及び設計地盤面から天端高 0.2m以下の化粧ブロック基礎等を設置できるものとし、垣・柵の高さは、設計地盤面から 1.2m以下とする。この場合において、門柱、門扉、垣・柵より宅地側に生け垣若しくは連続した植栽又は高さ 2.5m以上の樹木を 1 本以上配置するものとする。ただし、人の出入りに供する幅 1.0m以下のアプローチ部分は除く。なお、土留め擁壁上に化粧ブロック基礎等を設置する場合は、同一の意匠とするなど景観に配慮した統一感のあるものとする。 <p>※50 頁 枝川町戸建住宅 B 地区計画図による</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・計画図に表示するB、C、Dライン※及びフットパス※、道路設備用地※に面する部分には、車両の出入り口は設けないものとする。 <p>※50 頁 枝川町戸建住宅 B 地区計画図による</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・フットパス※及び道路設備用地※に面する部分には、生垣又は門柱、門扉、メッシュフェンス等透過性のある垣・柵及びこれに付属する設計地盤面から天端高 0.2m以下の化粧ブロック基礎等を設置できるものとし、垣・柵の高さは、設計地盤面から 1.2m以下とする。 <p>※50 頁 枝川町戸建住宅 B 地区計画図による</p>
設備機器 などの修景	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の軒先より上部に突出したアンテナは設置しない。 ・多段式駐車装置は設置しない。

表-8 <工作物>

項 目	重 点 地 区 基 準
色 彩	・外観の色彩の基準は、表-7 の色彩に準じる。
外構計画	・外構計画の基準は、表-7 の外構計画に準じる。 ただし、文中「宅地」とあるものは「敷地」と読み替える。

表-9 <建築物・工作物の外観の変更>

項 目	重 点 地 区 基 準
色 彩	・外観の色彩の基準は、表-7 の色彩に準じる。

表-10 <広告物>

項 目		重 点 地 区 基 準						
共 通	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面以外の枠、支柱等の色彩は、彩度1以下とする。 ・蛍光色及び夜光塗料は使用しない。 ・マンセル表色系による色相・彩度が次の範囲内の数値の色彩(以下「高彩度色」という。)を使用する場合は、原則として2色以下とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">色相</td> <td style="width: 45%;">P系,RP系,R系,YR系(0～7.5YRのみ)</td> <td style="width: 40%;">左記以外の色相</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>10を超えるもの</td> <td>8を超えるもの</td> </tr> </table>	色相	P系,RP系,R系,YR系(0～7.5YRのみ)	左記以外の色相	彩度	10を超えるもの	8を超えるもの
		色相	P系,RP系,R系,YR系(0～7.5YRのみ)	左記以外の色相				
		彩度	10を超えるもの	8を超えるもの				
	<ul style="list-style-type: none"> ・地色として高彩度色を使用する面積の表示面積に対する割合は、原則50%以下とする。 							
文字 サイズ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、一文字あたり2.0m四方以下(掲出高さが地上から5m以下の場合、1.5m四方以下)とする。 							
	余 白	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面の縁には、文字やロゴマーク等を表示しない部分を表示面積の40%程度設ける。 						
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・LEDやネオン管などの発光型サインや照明は、歩行者及び周辺にまぶしさなどの不快感を与えず、また交通信号灯の認識に支障がないように表示位置、方向、明るさ(輝度)及び発光部分の大きさなどに配慮する。 						
	壁 面	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の外郭線からはみ出さないようにする。 ・開口部にはみ出さないようにする。 ・建物の軒の高さを超えて表示しないようにする。 						
	突 出	<ul style="list-style-type: none"> ・出幅は建築物の壁面から1.0m以下とする。 ・道路上に突き出して設置しない。 ・設置する壁面の上端からはみ出さないようにする。 						

西宮市景観計画

- 平成 21 年 5 月 1 日 西宮市告示甲第 127 号 (施行：平成 21 年 10 月 1 日)
- 平成 23 年 10 月 1 日 西宮市告示甲第 416 号 (施行：平成 23 年 10 月 1 日)
・景観重点地区指定 甲陽園目神山地区
- 平成 25 年 4 月 1 日 西宮市告示甲第 5 号 (施行：平成 25 年 4 月 1 日)
・景観重点地区指定 甲陽園目神山東地区
- 平成 28 年 1 月 8 日 西宮市告示甲第 857 号 (施行：平成 28 年 1 月 8 日)
・景観重点地区指定 津門大塚地区
- 平成 28 年 9 月 7 日 西宮市告示甲第 554 号 (施行：平成 28 年 9 月 7 日)
・景観重点地区指定 枝川町戸建住宅A地区
- 令和 ●年 ●月●日 西宮市告示甲第 ●号 (施行：令和 ●年 ●月 ●日)
・景観重点地区指定 枝川町戸建住宅B地区

<問い合わせ先>

西宮市 都市計画部 都市デザイン課
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3
TEL (0798) 35-3526